

社会福祉法人 大慈厚生事業会

ケアハウス大慈 運営規定

(特定施設入居者生活介護)
(介護予防特定施設入居者生活介護)

第1章 総 則

第1条 (目的および運営方針)

- 1 この規定は、社会福祉法人大慈厚生事業会（以下「法人」という）が設置運営する「ケアハウス大慈（以下「施設」という）の運営及び利用について必要事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、たとえ介護が必要になったとしても、自らの意思に基づいて質の高い生活をおくれるよう支援を行う。
- 3 施設は、ノーマライゼーションの考え方をもとに、「生きていく喜び、わかちあう」の理念のもと、入居者と地域の方々そして職員とが、お互いが認め合い支え合うことのできる関係をつくることを目標とする。
- 4 施設は、入居者が自ら選択・決定できる環境及び手段を整え、実現できるよう支援をする。そして、その過程の中で、喜び・感動・生きがいを感じ、入居者が生きる意欲をもち、自分らしく生きていくことを支え続ける。

第2条 (事業所の名称及び所在地)

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス大慈
- (2) 所在地 神戸市西区櫨谷町長谷83-6

第3条 (入居定員及び居室数)

入居者定員 90名
居室数(個室) 90室

第2章 職員及び職務内容

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

- 1 施設に次の職員を置く。(併設する短期入所生活介護事業との一体運営による合算数)
 - (1) 施設長(管理者) 1名
 - (2) 事務員 1名
 - (3) 生活相談員 1名(常勤)
 - (4) 介護職員・看護職員 45名以上(常勤換算)内、3名以上を看護職員とする
 - (5) 機能訓練指導員 1名以上
 - (6) 計画作成担当者 1名(常勤)
 - (7) 栄養士 1名以上(常勤)
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超えまたはその他の職員を置くことができる。

3 前1項の職務分掌は次の通りとする。

(1) 施設長

施設の経営と全体運営を掌握し、職員を指揮監督する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする。

- ①施設の全体的管理及び施設利用者の処遇に関する全般的事項
- ②職員の指揮監督に関する事項
- ③収支予算・決算に関する事項
- ④会議に関する事項
- ⑤その他、係りに属さない事

(2) 事務員

施設長の命を受けて、所定の事務に従事する。

- ①会計経理に関する事項
- ②物品の受け払いに関する事項
- ③伝書の発送受理に関する事項
- ④介護保険請求に関する事項
- ⑤その他、労務・庶務に関する事項

(3) 生活相談員

施設長の命を受けて、入居者の入退所、生活相談及び処遇計画の調整、実施に従事する。

- ①入居者の生活・身上についての相談業務に関する事項
- ②入居者の金銭管理に関する事項
- ③入居者の教養娯楽に関する事項
- ④介護サービス計画書立案、調整に関する事項
- ⑤地域福祉事業に関する事項

(4) 介護職員

施設長の命を受けて、入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

- ①入居者の介護に関する事項
- ②介護サービス計画書立案、調整に関する事項
- ③居室・廊下等の清潔・清掃に関する事項
- ④リハビリテーション及び教養娯楽に関する事項
- ⑤入居者の看護に関する事項

(5) 看護職員

施設長の命を受けて、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、保健衛生業務に従事する。

- ①入居者の保健衛生に関する事項
- ②医薬品の受払・保管・管理に関する事項
- ③入居者の専門的看護に関する事項
- ④診療補助に関する事項
- ⑤入居者の介護に関する事項

(6) 機能訓練指導員

施設長の命を受けて、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を回復または維持し、その減退を防止するために必要な訓練及び指導に従事する。

- ①入居者の機能訓練に関する事項
- ②入居者の介護に関する事項

- ③入居者の教養娯楽に関する事項
 - ④介護サービス計画立案、調整に関する事項
 - (7) 計画作成担当者
 - 施設長の命を受けて、入居者の介護支援に関する業務に従事する。
 - ①介護サービス計画の立案調整、作成に関する事項
 - ②入居者の介護に関する事項
 - ③入居者の看護に関する事項
 - ④リハビリテーション及び教養娯楽に関する事項
 - (8) 栄養士
 - 施設長の命を受けて、給食管理、入居者の栄養指導に従事する。
 - ①献立の作成並びに給食業務に関する事項
 - ②栄養ケア計画に関する事項
 - ③給食材料の受け払い・保管・管理に関する事項
 - ④入居者の介助に関する事項
 - ⑤給食委託業者との連絡調整に関する事項
- 4 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

第3章 運営に関する事項

第5条 (施設の利用に当たっての留意事項)

- 1 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を締結する。
- 2 入居者が入院治療を要する場合等は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

第6条 (内容及び手続きの説明及び同意)

施設は、介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について入居申込者の同意を得る。

第7条 (介護サービス計画書の作成)

- 1 施設長は、介護支援専門員に介護サービス計画書の作成に関する業務を担当させる。
- 2 介護サービス計画書に関する業務を担当する計画作成担当者は、適切な方法により入居者について、その心身の状況、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて、現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、入居者及び家族の希望、入居者について把握された課題に基づき、当該入居者に対する介護サービス計画の目標及びその達成時期、介護サービス計画書の内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当者は、介護サービス計画作成後においても、介護サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、介護サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて介護サービス計画の変更を行う。

第8条 (介護)

要支援者・要介護者を対象に、入居者2名に対し職員1名の介護・看護職員を配置し、介護を提供する。

- ①介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。
- ②施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
- ③施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄に必要な援助を行う。
- ④施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に随時取り替える。
- ⑤施設は、入居者に対し、前各号に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- ⑥施設は、入居者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

第9条 (食事の提供)

- 1 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次の通りとする。
 - (1) 朝食 午前7時00分から
 - (2) 昼食 午後12時00分から
 - (3) 夕食 午後18時00分から
- 2 食事の提供は、入居者の日常生活に必要な機能の減退防止に配慮して、可能な限り、離床して行うよう努める。
- 3 栄養士は、随時入居者に対して嗜好調査を行うとともに、前1項の趣旨に基づいて献立表を作成し、その実施状況を明らかにする。
- 4 疾病の程度により継続した食事療法が必要であると判断された場合、医師の指示に従って、療養食を提供する。

第10条 (相談・援助)

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

第11条 (社会生活上の便宜提供等)

- 1 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

第12条 (機能訓練)

施設は、入居者に対し、介施サービス計画書に基づいてその心身の状況に応じて、日常生活を営むために必要な機能を回復及び維持し、またはその減退を防止するための訓練を行うとともに、生活意欲の増進を図るように日常の生活行為を通して自立のために必要なADL(日常生活動作)についての訓練を行う。

第13条 (健康管理)

- 1 施設は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 2 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

第14条 (入居者の入院期間中の取り扱い)

施設は、入居者について、病院または診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヵ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない場合を除き、退院後再び当該施設に入居するように努める。

第15条 (勤務体制の確保)

- 1 施設は、入居者の適切な介護サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 施設は、当該施設の職員によって介護サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第16条 (衛生管理等)

- 1 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - ②施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ③施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
 - ④前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、指針を整備し、定期的研修及び訓練を行い（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

第17条 (栄養管理)

施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

第18条 (口腔衛生の管理)

- 1 施設は、入居者の口腔衛生の管理について、入居者の口腔の健康状態に応じて、口腔管理を計画的に行う。
- 2 施設は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生の助言・指導を受け、口腔の健康状態を職員又は歯科医師等が評価を行うこととする。

第19条 (従業員の質の確保)

- 1 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第20条 (個人情報の保護・開示等)

- 1 施設は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設保有データの開示請求については介護に関する個人情報開示の規程に基づいて行うこととする。
- 6 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。
- 7 施設は、介護に関する個人情報開示の規程を公表する。

第21条 (身体拘束等)

- 1 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時及び定期的実施すること。

第22条 (虐待防止に関する事項)

- 1 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - ②施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ④前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第23条 （入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策をするための委員会）

施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

第4章 入居者に対するサービスの内容及び利用料

第24条 （利用料等の受領）

- 1 施設は、介護予防・特定施設入居者生活サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、サービス費と法定代理受領金額との差額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準は事業所の見やすい場所に掲示する。前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。

- 2 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。

- (1) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (2) 第8条における指定基準を上回る人員配置に係る費用
- (3) 預かり金管理費

入居時及び入居中において、本人もしくは家族の申し出により、預金通帳等を預かり、現金・預金の出納管理を行うことができる。その際の費用額は2,100円/1ヶ月とする。前各号に定めるものの他、介護予防・特定施設入居者生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。

第5章 サービス利用にあたって入居者又はその身元引受人（家族）が留意すべき事項

第25条 （禁止行為）

入居者又はその身元引受人（家族）は事業所内で以下のような行為をしてはならない。ハラスメント等に該当し、サービス提供の中止または契約解除の場合がある。

- ①管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- ②指定された場所以外で火器を用い、又は自炊すること。
- ③けんか、口論、泥酔などで他人に迷惑をかけること。
- ④施設の職員又は他の入居者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- ⑤施設の職員又は他の入居者に対して行うハラスメント（たたく・つねる、蹴る、手を払いのける、大声を出す、無視、怒鳴る、つばを吐く、理不尽なサービスの要求）などの迷惑行為。
- ⑥施設の職員又は他の入居者に対してセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話をする、下半身を丸出しにする）などの迷惑

行為。

- ⑦施設の職員又は他の入居者に対して行う悪質クレームやストーカー行為（特定の職員につきまとう、長時間の電話、理不尽な長時間のクレーム）などの迷惑行為。
- ⑧サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

第5章 緊急時、非常時における対応方法

第26条（緊急時等における対応方法）

- 1 入居者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力機関に連携する等の必要な措置を講ずる。
- 2 施設は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行う。

第27条（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 1 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - ①事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
 - ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - ③前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第28条（非常災害対策）

- 1 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める

第29条（業務継続計画の策定等）

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、新規採用時及び必要な研習訓練を定期的に行うものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条 (協力医療機関等)

- 1 施設は、入居者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築する。
 - ①入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - ②当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - ③入居者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った神戸市又は神戸市の市長に届け出る。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第6章 その他

第31条 (重要事項の揭示)

- 1 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。
- 2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

第32条 (地域との連携)

施設は、運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第33条 (苦情処理)

- 1 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する。
- 2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者から文書等の提出を求められた場合、または保険者が行う調査に対し、協力するとともに、保険者から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供した施設介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

第34条 (法令との関係)

この規程に定めないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

第35条 (その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年7月1日より施行する。

この規程は、平成23年5月1日より施行する。

この規程は、平成23年8月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年6月1日より施行する。